

## 一般事業主行動計画の公表について

望星サイエンス株式会社は、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を公表いたします。

### 次世代育成支援対策推進法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を行うために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んでいくための法律です。

### 女性活躍推進法とは

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、国、地方公共団体、企業の各主体の責務等を明らかにし計画的に取り組んでいくための法律です。

### 一般事業主行動計画とは

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件の整備などに取り組むために策定、また女性の活躍推進を前進させる為に、労働条件、環境整備などを計画的に策定・実行する計画です。

## 望星サイエンス株式会社 行動計画

1. 計画期間： 2026年4月1日～2031年3月31日（5年間）

2. 目標と取組内容

目標1： 女性社員の育児休業取得率を100%、男性社員の育児休業および出生時育児休業の取得率を30%以上とする。

国の制度に基づき、仕事と子育ての両立支援を促進する。  
女性の育児休業の取得は増加しているが、男性の制度利用が進んでいないため、育児休業および出生後8週間以内に28日間を限度として取得することができる出生時育児休業の取得率を向上させる。

< 取組内容 >

仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業、介護休業を取得しやすい環境を整えると同時に周囲の社員に業務が集中しないよう業務の効率化やサポート体制の強化を行い、しわ寄せのない組織づくりに取り組む

目標 2 : 有給休暇の取得率 50%未満の社員を 0 人にする。

管理職が業務分担の見直し等のマネジメントを徹底し、生産性を向上させることで社員一人一人が有給休暇を取得しやすい環境をつくる。  
社員ごとに偏りが生じることなく全社員が目標取得率を達成し、仕事と家庭の両立ができる環境づくりを行う。

< 取組内容 >

有給休暇を取得しやすい雰囲気を浸透させる。  
(ア) 管理職自らの積極的な取得  
(イ) 業務分担の見直し等のマネジメントの徹底

目標 3 : ワークライフバランス向上の実現に向けた取り組みの一環として、時間外労働・休日労働の削減をすすめる。

法定時間外労働 : 月平均 20 時間未満とする  
法定休日労働 : 年間 20 時間未満とする

※ 法定時間外労働とは、1 日 8 時間を超過した労働時間、所定休日労働時間です

※ 法定休日労働とは、法定休日（日曜）に労働した時間です

< 取組内容 >

時間外・休日労働の時間数の現状を把握し、ノー残業デーを実施するなどの環境整備を行う。